

OECD countries agree Guidelines on licensing of healthcare genetics  
[http://www.oecd.org/document/61/0,2340,en\\_2649\\_33703\\_36205949\\_1\\_1\\_1\\_1,00.html](http://www.oecd.org/document/61/0,2340,en_2649_33703_36205949_1_1_1_1,00.html)

OECD各国、医療分野における遺伝子関連発明のライセンスに関するガイドラインに合意

<http://www.oecdtokyo.org/theme/bio/2006/20060301healthcaregenetics.html>

[キーワード] 法制 経済 科学技術 情報

## T06.263

### 生物多様性条約第8回締約国会議の開催

3月20日から31日まで、ブラジルのクリチバで、生物多様性条約第8回締約国会議（COP8）が開催された。遺伝資源へのアクセスと利益配分に関しては、COP9までに2回の作業部会を開催すること、作業部会がCOP7の際に課せられた作業を可及的速やかに（遅くともCOP10までに）終了させること、遺伝資源の出所等の認証に関する専門的会合の開催、遺伝資源等を利用した知的財産権申請に関する原産国／出所開示等の問題については、引き続き作業部会での議論を継続すること等が決議された。

→生物多様性条約第8回締約国会議の結果について

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=7030>

生物多様性条約第8回締約国会議の結果概要

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/bio\\_0604\\_gai.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/bio_0604_gai.html)

[http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/living\\_thing\\_meeting.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/living_thing_meeting.htm)

【関連トピックス】

T02.353 生物多様性条約第6回締約国会議の開催

[キーワード] 法制 行政 経済 科学技術 環境

## T06.272

### 家畜の遺伝資源の保護に関する検討会を設置／農林水産省

農林水産省は、4月10日、過去に輸出された和牛の遺伝資源を利用し、外国種との交配により交雑種等が生産され、牛肉又は子牛として輸入されている状況にあることなどから、和牛を中心とする家畜の遺伝資源の保護に係る問題点と可能性を明らかにする等の検討を行うため、2006年2月に設置された農林水産省知的財産戦略本部の下に「家畜の遺伝資源の保護に関する検討会」を設置し、4月18日に第1回の会合を開催することを発表した。

→家畜の遺伝資源の保護に関する検討会の開催について

[http://www.maff.go.jp/www/press/cont2/20060410press\\_2.html](http://www.maff.go.jp/www/press/cont2/20060410press_2.html)

<その後の経過>

T06.408 家畜の遺伝資源の保護に関する検討会が中間取りまとめ骨子を発表／農林水産省

T06.571 家畜の遺伝資源の保護・活用のあり方について中間取りまとめ／農林水産省

[キーワード] 行政 経済 科学技術 情報

### **T06.279**

「一家に1枚ヒトゲノムマップ」を作成／文部科学省

文部科学省は、4月14日、2006年度の科学技術週間にあたり、一家に1枚ヒトゲノムマップ「ここまでわかった!! ヒトゲノム」を作製したと発表した。全国の主要科学館等で配布するほか、インターネットからPDFファイルをダウンロードできる。また、掲載できなかった情報について、WEBで詳細情報を提供するとしている。

→一家に1枚ヒトゲノムマップについて

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kagaku/week/genome.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/week/genome.htm)

<http://stw.mext.go.jp/20060414/>

[キーワード] 行政 経済 科学技術

### **T06.280**

創薬特許流通市場をインターネット上に開設することで基本合意

大阪商工会議所、製薬会社約20社、三菱UFJ信託銀行らは、4月14日、バイオベンチャーや大学が開発した新薬技術や化学物質などの売買情報を掲載し、特許を買い取りやすくする専用サイトを開設し、「創薬シーズ・基盤技術等流通市場」の創設を目指すとする基本合意書を締結した。基本合意書では、商工会議所、大学、製薬会社、銀行などの役割分担が決められ、その役割分担に基づき市場運営の詳細について協議を進め、2006年10月の発足を目指すとしている。

→創薬シーズ・基盤技術等流通市場」の創設に向けた基本合意書の締結について

[http://www.osaka.cci.or.jp/Chousa\\_Kenkyuu\\_Iken/Sonota/180414.pdf](http://www.osaka.cci.or.jp/Chousa_Kenkyuu_Iken/Sonota/180414.pdf)

[http://www.tr.mufg.jp/ippan/release/pdf\\_mutb/060414.pdf](http://www.tr.mufg.jp/ippan/release/pdf_mutb/060414.pdf)

[キーワード] 経済 科学技術 情報

### **T06.300**

最高裁平18・4・21決定：インフォームドコンセントなしの比較臨床試験で賠償  
大学付属病院でがんの治療中、インフォームドコンセントなしに比較臨床試験の対象に

されたとして、女性患者の遺族が国に賠償を求めた訴訟の上告審で、第2小法廷（滝井繁男裁判長）は、72万円の賠償を命じた2審判決を支持し、原告の上告を棄却する決定をした。

＜これまでの経過＞

T05.352 名古屋高裁金沢支部平17・4・13判決：インフォームドコンセントなしのがん療法の比較臨床試験で大学病院に賠償を命じる

T03.116 金沢地裁平15・2・17判決：がん治療の無断治験で賠償を命じる

[キーワード] 紛争 人間 情報

## **T06.408**

**家畜の遺伝資源の保護に関する検討会が中間取りまとめ骨子を発表／農林水産省**  
農林水産省の「家畜の遺伝資源の保護に関する検討会」は、5月31日、「家畜の遺伝資源の保護・活用のあり方について」と題する中間取りまとめ骨子を発表した。和牛における知的財産制度の活用として、和牛の遺伝子特許等の戦略的取得、和牛の遺伝資源保護のための遺伝子特許などの活用、地域団体商標制度の活用、「和牛」表示の厳格化、和牛の改良・生産体制の強化などが盛り込まれている。

→家畜の遺伝資源の保護・活用のあり方について（検討会中間取りまとめ骨子）

[http://www.maff.go.jp/www/council/council\\_cont/seisan/idenho  
go/chu/kossi.pdf](http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/seisan/idenho/go/chu/kossi.pdf)

＜これまでの経過＞

T06.272 家畜の遺伝資源の保護に関する検討会を設置／農林水産省

＜その後の経過＞

T06.571 家畜の遺伝資源の保護・活用のあり方について中間取りまとめ／農林水産省

[キーワード] 行政 経済 科学技術 情報

## **T06.505**

**ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針を告示／厚生労働省**

厚生労働省は、7月3日、「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」を官報に告示した（平成18厚生労働省告示425）。厚生科学審議会科学技術部会が3月にとりまとめた「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針（案）」に対する意見募集の結果を踏まえて策定したもの。ヒト幹細胞を用いる臨床研究は、臓器機能再生等を通じて、国民の健康の維持並びに疾病の予防、診断及び治療に重要な役割を果たすものであることから、ヒト幹細胞臨床研究が社会の理解を得て、適正に実施・推進されるよう、個人の尊厳と人権を尊重し、かつ、科学的知見に基づいた有効性及び安全性を確保するために

研究者や研究機関が遵守すべき事項を定めることを目的とする。ヒトの体性幹細胞を、疾病の治療のための研究を目的として人の体内に移植又は投与する臨床研究を対象とし、対象疾患等、基本原則、研究の体制等、ヒト幹細胞の採取、調整及び移植又は投与の各段階における提供者及び被験者の人権保護及び安全対策等について定めている。9月1日から施行する。

→ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/iryousaisei01/pdf/01.pdf>

ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針の施行等について（都道府県知事宛厚生労働省健康局長通知）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/iryousaisei01/pdf/02.pdf>

ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針の疑義解釈について

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/iryousaisei02/pdf/01.pdf>

指針の概要

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/iryousaisei03/pdf/01.pdf>

再生医療について

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/iryousaisei.html>

[キーワード] 法制 行政 人間 社会 科学技術

## T06.507

### E S 細胞指針改正案について意見募集／文部科学省

文部科学省は、7月4日、科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会特定胚及びE S細胞研究専門委員会が6月23日にとりまとめた「ヒトE S細胞の樹立及び使用に関する指針」の改正（案）について意見募集を行った。細胞を研究機関に無償で提供する「分配機関」の設置、国産細胞の海外研究機関への提供を解禁することなどが柱となっている。文部科学省では、意見募集の結果を踏まえ改正案をとりまとめ、総合科学技術会議に諮問した後、指針を改正をする予定。

→「ヒトE S細胞の樹立及び使用に関する指針」の改正案に関する意見の募集

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=185000209&OBJCD=&GROUP=>

〈その後の経過〉

T07.358 ヒトE S細胞の樹立及び使用に関する指針の全部を改正／文部科学省

【関連トピックス】

T01.620 ヒトE S細胞のガイドラインを策定

[キーワード] 行政 科学技術 情報

## T06.519

### 人クローン胚の研究の指針案について意見募集／文部科学省

科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会特定胚及びヒトES細胞研究専門委員会人クローン胚研究利用作業部会が、6月20日、人クローン胚の研究目的の作成・利用のあり方についての検討結果について「人クローン胚の研究目的の作成・利用のあり方について－人クローン胚研究利用作業部会中間とりまとめ－」として中間とりまとめを行ったことを受け、文部科学省は、7月12日、「中間とりまとめ」について意見募集を行った。胚のもととなる卵子の入手方法を厳しく制限し、研究機関に対して高い技術を求めている。

→「人クローン胚の研究目的の作成・利用のあり方について－人クローン胚研究利用作業部会中間取りまとめ－」に関する意見の募集

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=185000213&OBJCD=&GROUP=>

人クローン胚研究目的の作成・利用のあり方について－人クローン胚研究利用作業部会中間取りまとめ－

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu0/toushin/seimei/06082810.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu0/toushin/seimei/06082810.htm)

<http://www.lifescience.mext.go.jp/new/CloneArrangement.pdf>

[キーワード] 法制 行政 科学技術

## T06.571

### 家畜の遺伝資源の保護・活用のあり方について中間取りまとめ／農林水産省

農林水産省の「家畜の遺伝資源の保護・活用のあり方についての検討会」は、8月3日、「家畜の遺伝資源の保護・活用のあり方について」と題する中間取りまとめを発表した。和牛を知的財産として保護するため、和牛の遺伝子特許の戦略的取得、遺伝子保護のための遺伝子特許などの活用、精液の流通過程の徹底、「和牛」表示の厳格化などを求めている。これを受け、農林水産省では、日本の畜産関係者、研究者は、遺伝子特許を特許利用料なしで活用できる仕組みづくりを行う予定。

→家畜の遺伝資源の保護・活用のあり方について（検討会中間取りまとめ）

[http://www.maff.go.jp/www/council/council\\_cont/seisan/idenho/go/ir/20060803b.pdf](http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/seisan/idenho/go/ir/20060803b.pdf)

概要

[http://www.maff.go.jp/www/council/council\\_cont/seisan/idenho/go/ir/20060803a.pdf](http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/seisan/idenho/go/ir/20060803a.pdf)

<これまでの経過>

T06.408 家畜の遺伝資源の保護に関する検討会が中間取りまとめ骨子を発表／農林水

産省

T06.272 家畜の遺伝資源の保護に関する検討会を設置／農林水産省

[キーワード] 行政 経済 科学技術 情報

### T06.606

**最高裁平18・9・4判決：夫の死後に凍結精子で体外受精により生まれた子供の認知請求を棄却**

夫の死後、凍結保存されていた精子で体外受精し、男児を産んだ女性が、男児を夫の子として認知するよう求めた訴訟の上告審で、死後認知を認めた原審・高松高裁判決を破棄し、『民法の実親子に関する法制は、血縁上の親子関係を基礎に置いて、嫡出子については出生により当然に、非嫡出子については認知を要件として、その親との間に法律上の親子関係を形成するものとし、この関係にある親子について民法に定める親子、親族等の法律関係を認めるものである』とした上で、この『法制は、少なくとも死後懐胎子と死亡した父との間の親子関係を想定していないことは、明らかである』り『死後懐胎子と死亡した父との関係は、上記法制が定める法律上の親子関係における基本的な法律関係が生ずる余地のないもので』、両者の間の法律上の親子関係の形成に関する問題は、本来的には、『立法によって解決されるべき問題であるといわなければならず、そのような立法がない以上、死後懐胎子と死亡した父との間の法律上の親子関係の形成は認められないというべきである』と判示し、請求を棄却した1審判決を支持する判決を言い渡した。2裁判官の補足意見がある。

→判決文 裁判所ウェブサイト「最高裁判所判例集」

[http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?action\\_id=dspDetail&hanreiSrchKbn=02&hanreiNo=33488&hanreiKbn=01](http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?action_id=dspDetail&hanreiSrchKbn=02&hanreiNo=33488&hanreiKbn=01)

平成18年09月04日 最高裁判所第二小法廷 判決 平成16(受)1748 認知請求事件 参照

民集60巻7号2563頁、家庭裁判月報58巻12号44頁、判例時報1952号36頁、判例タイムズ1227号120頁

<これまでの経過>

T04.588 高松高裁平16・7・16判決：亡夫の凍結精子で体外受精して生まれた子供の認知請求を認める

T03.884 松山地裁平15・11・12判決：夫の死亡後に夫の冷凍精子を体外受精して出産した子供の死後認知請求を認めず

[キーワード] 法制 紛争 人間 科学技術

### T06.632

**共同研究で収集した個人の遺伝情報がネット上に流出／理化学研究所・NTTデータ**  
理化学研究所は、9月13日、遺伝子多型研究センターと共同研究を行っていたNTTデータの従業員の個人所有パソコンからファイル交換ソフト「ウィニー」を経由してネットワーク上に流出した情報の中に、共同研究で収集した患者144名分の疾患関連SNP（一塩基多型）集計データ等の共同研究の業務情報や研究者の個人情報等が含まれていたと発表した。ただし、情報は匿名化されており、個人の特定はできない仕組みになっているという。

→NTTデータによる情報の流出について（プレスリリース）

<http://www.riken.jp/r-world/info/release/press/2006/060913/index.html>

[キーワード] 社会 経済 科学技術 情報

#### T06.674

**東京高裁平18・9・29決定：代理出産により生まれた子の出生届の受理を命ずる**  
子宮がんで子宮を摘出した妻（タレント）の卵子と夫（元プロレスラー）の精子による受精卵を第三者の米国人女性の子宮に移植して代理出産を行った夫婦が、生まれた双子の父母として夫婦の名を記載した出生届を区が不受理とした処分に不服を申し立てた家事審判の抗告審で、申立てを却下した原審・東京家裁の審判を取り消し、夫婦を法律上の父母と認める旨のネバダ州裁判所における裁判は民事訴訟法にいう外国裁判所の確定判決にあたり、わが国の『法制度制定時に、自然懐胎以外の方法による懐胎及び子の出生が想定されていなかったことをもって、人為的な操作による懐胎又は出生のすべてが、わが国の法秩序の中に受け容れられないとする理由にはならない』こと、夫妻の精子および卵子により子らが出生したものであること、子宮摘出により代理出産契約によるしか方法がなかったこと、米国人女性の代理出産申出には、動機・目的において不当な要素は伺えず、その手数料も子の対価でないと認められること、代理母夫妻は子らとの親子関係および養育を望んでおらず、米国裁判により本件夫婦が血縁上・法律上の親であるとされているため、法律的に受け入れるところがない状態が続くが、本件夫婦は子らを出生直後から養育し、今後も実子として養育することを強く望んでおり、夫妻に養育されることが子の福祉に最も適っていること等から、裁判を承認することは公序良俗に反しないとして、判決を承認し、その結果、双子は夫婦の子であると確認されると判示して、出生届を受理するよう区に命じる決定をした。

→判決文 裁判所ウェブサイト「下級裁判所判例集」

[http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?action\\_id=dspDetail&hanreiSrchKbn=01&hanreiNo=33642&hanreiKbn=03](http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?action_id=dspDetail&hanreiSrchKbn=01&hanreiNo=33642&hanreiKbn=03)

「高等裁判所判例集」

[http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?action\\_id=dspDetail&hanreiSrchKbn=03&hanreiNo=33642&hanreiKbn=02](http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?action_id=dspDetail&hanreiSrchKbn=03&hanreiNo=33642&hanreiKbn=02)

平成18年09月29日 東京高等裁判所 平成18(ラ)27 市町村長の処分に対する不服

申立却下審判に対する抗告 参照

高等裁判所民事判例集59巻3号4頁、判例時報1957号20頁、東京高等裁判所  
判決時報（民事）57巻1～12号11頁

＜その後の経過＞

T07.238 最高裁平19・3・23決定：代理出産により生まれた子との実子関係を否  
定

[キーワード] 法制 紛争 行政 人間

### T06.686

#### 肝炎のオーダーメード治療へ／厚生労働省

薬効の個人差が大きいB型肝炎、C型肝炎対策として、厚生労働省は、2007年度から3年計画で、オーダーメード治療に取り組む。医療機関の協力を得て患者の血液を採取し、遺伝子情報などを収集、ウイルスのタイプも解析し、2009年度をめどに、病状などの臨床情報と合わせて少なくとも数百人規模の統一的なデータベースをつくる。

(朝日新聞2006.10.5)

[キーワード] 行政 人間 情報

### T06.705

#### 東京高裁平18・10・12判決：新生児の取り違えで賠償を命じる

出生から46年後に血縁関係がないことが分かった男性と育ての両親が、出生した都立病院で取り違えられたとして都に損害賠償を求めた訴訟の控訴審で、請求を棄却した1審・東京地裁判決を取り消し、新生児を実の親に引き渡す債務の不履行を認定、時効の起算点を退院時ではなく血液鑑定で親子関係に疑問が生じDNA鑑定も一般的に可能だった1997年10月ごろとして時効消滅していないとし、産院の重大な過失で人生を狂わされ、本当の親や子と家庭生活を過ごすことができなくなった精神的損害は大きいとして、計2000万円の賠償を命じる判決を言い渡した。

→判例時報1978号17頁、判例タイムズ1252号264頁（平成17年（ネ）第3216号）

＜これまでの経過＞

T05.452 東京地裁平17・5・27判決：産院での入れ替わりを認定するも賠償請求は棄却

[キーワード] 紛争 行政 人間

## T06.727

### 臨床研究の利益相反に関する指針案を公表／日本癌治療学会・日本臨床腫瘍学会

日本癌治療学会と日本臨床腫瘍学会は、10月20日、「がん臨床研究の利益相反に関する指針案」を発表した。会員などに一定以上の株保有や企業・営利団体から受け取る報酬、役職などの自己申告を義務づける内容で、配偶者や2親等以内の親族も含まれる。特に、がん臨床研究の試験責任者には、研究を依頼する企業の株保有や役員への就任、研究で生まれた製品・技術の特許権獲得などを避けるよう求めている。重大な申告漏れや虚偽が発覚した場合、学会での発表禁止や除名などの措置をし、公表している。2007年3月に最終決定し、2008年4月より実施する予定。（毎日新聞 2006.10.20）

[キーワード] 経済 科学技術 情報

## T06.762

### ドナーの本人確認を義務づける／日本移植学会

宇和島徳洲会病院で起きた生体腎移植をめぐる臓器売買事件を受け、日本移植学会の理事会は、11月13日、「生体臓器提供にかかる特別委員会」が策定したマニュアル承認した。臓器提供者の「自発的意思」を確認し、提供者が別世帯の場合は「顔写真付きの公的証明書」にて「本人確認」すること、また提供者と移植希望者との間に金銭授受などの利益供与が疑われる場合は即在に移植を中止すること等としている。

→倫理指針の遵守について（日本移植学会）

[http://www.asas.or.jp/jst/pdf/20061113\\_1.pdf](http://www.asas.or.jp/jst/pdf/20061113_1.pdf)

生体腎移植の提供に関する補遺

[http://www.asas.or.jp/jst/pdf/20061113\\_2.pdf](http://www.asas.or.jp/jst/pdf/20061113_2.pdf)

[キーワード] 人間 社会

## T06.777

### 出世前親子鑑定で要望書／日本人類遺伝学会・日本遺伝子診療学会

日本人類遺伝学会と日本遺伝子診療学会は、11月20日、法的措置の場合を除いて、出生前親子鑑定など医療目的でない遺伝子解析・検査のための行為を行わないよう求める要望書を日本産科婦人科学会と日本産婦人科医会に送った。

これを受け、日本産科婦人科学会倫理委員会は、12月7日、両学会からの要望を支持することを決めた。

→出生前親子鑑定について

[http://www.jsog.or.jp/news/html/announce\\_8DEC2006.html](http://www.jsog.or.jp/news/html/announce_8DEC2006.html)

出生前親子鑑定についての要望書

[http://www.jsog.or.jp/news/pdf/youbousho\\_08DEC2006.pdf](http://www.jsog.or.jp/news/pdf/youbousho_08DEC2006.pdf)

<その後の経過>

T07.180 保存精子の扱いと出生前診断についての会告を変更へ／日本産科婦人科学会

[キーワード] 人間 経済 科学技術 情報

## T06.800

生殖補助医療をめぐる諸問題に関する審議を日本学術会議に依頼／法務省・厚生労働省  
法務省と厚生労働省は、11月30日、日本学術会議に対し、生殖補助医療をめぐる諸問題に関する審議を依頼した。生殖補助医療の技術は進歩しているが代理出産などのルールを定めた法律がなく様々な問題が発生しており、適切な生殖補助医療のあり方を定める新法の整備に着手する必要があるが、医療や法律の専門家だけでの議論には限界があるとして、多方面の学識者で構成される日本学術会議に議論を求めるにしたものの。

→日本学術会議に対する生殖補助医療をめぐる諸問題に関する審議の依頼について

<http://www.moj.go.jp/PRESS/061130-1.html>

生殖補助医療をめぐる諸問題に関する審議の依頼

<http://www.scj.go.jp/irai.pdf>

[キーワード] 法制 行政 人間 社会

## T06.807

### 凍結精子についてのガイドライン案を作成／日本産科婦人科学会

日本産科婦人科学会の倫理委員会は、12月7日、生殖補助医療に使用する精子の凍結保存に関する会告案をまとめた。凍結精子は、本人から廃棄の意思が表明されるか、あるいは本人が死亡した場合、廃棄されること、凍結保存精子の売買は認めないこと、などとされている。

委員会は、12月12日、「精子の凍結保存に関する見解（案）」を公表、会員からの意見募集を行った。

→精子の凍結保存に関する見解（案）

[http://www.jsog.or.jp/kaiin/html/Rinri/announce\\_18dec2006.html](http://www.jsog.or.jp/kaiin/html/Rinri/announce_18dec2006.html)

〈その後の経過〉

T07.180 保存精子の扱いと出生前診断についての会告を変更へ／日本産科婦人科学会

T07.285 保存精子の扱いと出生前診断についての会告を決定／日本産科婦人科学会

[キーワード] 人間 科学技術

### **T07.98**

がんの治療で不妊のおそれのある未婚女性の卵子凍結保存を承認／日本産科婦人科学会

日本産科婦人科学会倫理委員会在登録・調査小委員会は、1月22日、国内約130の不妊治療施設でつくる「A-PART日本支部」の9施設が申請していた、白血病など血液がんの治療で不妊になるおそれがある15歳以上の未婚女性の卵子を治療前に凍結保存する臨床研究を承認した。

[キーワード] 人間 科学技術

### **T07.102**

精子・卵子バンク事業を開始

1996年に設立された「エクセレンス」が、2006年7月から卵子バンクを始めるなど、有償で精子・卵子の提供を希望する日本人を登録し希望者にあっせんする精子・卵子バンク事業を開始していたことがわかった。（毎日新聞2007.1.24）

→エクセレンス

<http://www.threeweb.ad.jp/~excell/>

[キーワード] 人間 科学技術

### **T07.138**

ES細胞研究のガイドラインを公表／国際幹細胞学会

国際幹細胞学会はヒト胚性幹細胞（ES細胞）の研究に関するガイドラインを策定、2月2日、米科学誌サイエンスに論文を発表した。クローン人間づくりの研究禁止など16項目で、研究を監督・監視する機関の設置、14日目までの受精卵は研究に使えるが、動物細胞が交じった細胞を体内に入れることの禁止、卵子提供について実費等各国の審査機関が社会状況に応じて判断した謝礼の支払い等を決めている。

→Guidelines for the Conduct of Human Embryonic Stem Cell Research

<http://www.isscr.org/guidelines/index.htm>

[キーワード] 人間　社会　経済　科学技術

### T07.139

#### **死後懐胎と代理懐胎についての提言を公表／日本弁護士連合会**

日本弁護士連合会は、1月19日、「『生殖医療技術の利用に対する法的規制に関する提言』についての補充提言－死後懐胎と代理懐胎（代理母・借り腹）について－」を公表した。生殖医療技術を利用しようとする夫婦が医療機関に預託した、または第三者により提供された精子・卵子・胚の凍結保存期間を5年とし、預託者・提供者の意思により5年ごとに期間を延長できること、精子・卵子・胚の預託者・提供者が死亡した場合には、その意思にかかわらず廃棄し死後の使用を禁ずること、などを提言している。

→「生殖医療技術の利用に対する法的規制に関する提言」についての補充提言－死後懐胎と代理懐胎（代理母・借り腹）について－

<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/070119.html>

[キーワード] 法制　人間　科学技術

## T07.180

### 保存精子の扱いと出生前診断についての会告を変更へ／日本産科婦人科学会

日本産科婦人科学会は、2月24日の理事会で、凍結保存精子について、体外受精や人工授精で使う場合に、提供者本人の生存と意思を確認し、廃棄意思の表明あるいは本人死亡の場合には、保存精子を廃棄すること、また、出生前診断については出生前親子鑑定など医療目的でない遺伝子検査を原則禁止するなどとした新しい会告をまとめることを決め、2月25日、「出生前に行われる検査および診断に関する見解」の発表、および「先天異常の胎児診断、特に妊娠絨毛検査に関する見解」の扱いについてを公表、会員からの意見募集を実施した。

→「出生前に行われる検査および診断に関する見解」の発表、および「先天異常の胎児診断、特に妊娠絨毛検査に関する見解」の扱いについて

[http://www.jsog.or.jp/kaiin/html/Rinri/announce\\_26FEB2007.html](http://www.jsog.or.jp/kaiin/html/Rinri/announce_26FEB2007.html)

<その後の経過>

### T07.285 保存精子の扱いと出生前診断についての会告を決定／日本産科婦人科学会

<これまでの経過>

### T06.807 凍結精子についてのガイドライン案を作成／日本産科婦人科学会

【関連トピックス】

### T06.777 出世前親子鑑定で要望書／日本人類遺伝学会・日本遺伝子診療学会

[キーワード] 人間 社会 科学技術

## T07.184

### ES細胞研究支援は合法／米国州高裁

胚性幹細胞（ES細胞）研究支援計画（Proposition 71）に反対するグループ（People's Advocate）が研究計画に対する30億ドルもの支援は違法として訴えていた裁判で、カリフォルニア州高裁は、2月26日、計画は合法であるとの判断を下した。

→判決文 Cal. Family Bioethics v. Cal. Institute 2/26/07 CA1/3 A114195

FIRST APPELLATE DISTRICT

<http://www.courtinfo.ca.gov/opinions/documents/A114195.PDF>

[キーワード] 紛争 人間 社会 経済 科学技術

## T07.234

### 農林水産省知的財産戦略を決定／農林水産省

農林水産省知的財産戦略本部は、3月22日、「農林水産省知的財産戦略」を決定、公表した。研究、生産現場、海外の各分野で知的財産（新しい価値）の創造と活用を戦略

的に実施するため、概ね3年程度を念頭に具体化すべき必要な施策を体系的にまとめたもの。主な施策として、研究開発を活用した新需要・新産業創出、遺伝子特許の取得と新品種創出や育種改良の促進、研究ニーズの発掘と研究成果の実用化促進、生産者や現場の指導者のための知財取扱指針作成、地域資源の発掘、再認識によるブランド化・事業化の促進、日本ブランド対策として和牛・日本産果実の統一マークを策定、貼付し、輸出を促進する、育成者権の権利侵害への対応強化、海外での育成者権保護強化などを挙げている。

→「農林水産省知的財産戦略」の決定について

[http://www.maff.go.jp/www/press/2007/20070323press\\_6.html](http://www.maff.go.jp/www/press/2007/20070323press_6.html)

農林水産省知的財産戦略

[http://www.maff.go.jp/www/council/council\\_cont/seisan/titeki\\_zaisan/strategy.pdf](http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/seisan/titeki_zaisan/strategy.pdf)

これを受け、農林水産省の農林水産技術会議は、4月3日、研究分野における戦略として「農林水産研究知的財産戦略」を策定した。農林水産研究の研究計画立案時から成果の権利化を図り技術移転を行う段階までにおいての、知的財産に関する望ましい取組を研究機関に対して示すとともに、農林水産技術会議自らが取り組む事項を明確に示している。

→農林水産研究知的財産戦略の策定について

[http://www.maff.go.jp/www/press/2007/20070403press\\_1.html](http://www.maff.go.jp/www/press/2007/20070403press_1.html)

[キーワード] 法制 行政 経済 科学技術

## T07.238

**最高裁平19・3・23決定：代理出産により生まれた子との実子関係を否定**

夫の精子と妻の卵子を人工受精した受精卵で米国で代理出産によって生まれた双子の男子の出生届を受理するよう区に求めた家事審判の許可抗告審で、出生届の受理を命じた原審決定を取り消し、民法が実親子関係を認めていない者の間にその成立を認める内容の外国裁判所の裁判は公の秩序に反するもので民訴法118条により我が国においてはその効力を認められず、『民法には、出生した子を懷胎、出産していない女性をもってその子の母とすべき趣旨をうかがわせる規定は見当たらず、このような場合における法律関係を定める規定がないことは、同法制定当時そのような事態が想定されなかつたことによるものではあるが、前記のとおり実親子関係が公益及び子の福祉に深くかかわるものであり、一義的に明確な基準によって一律に決せられるべきであることにかんがみると、現行民法の解釈としては、出生した子を懷胎し出産した女性をその子の母と解さざるを得ず、その子を懷胎、出産していない女性との間には、その女性が卵子を提供した場合であっても、母子関係の成立を認めることはできない』とし、原告夫妻を法的な実親と認めた米国ネバダ州裁判所の判決は我が国で効力を認められず、嫡出親子関係の成立については日本法が準拠法となり母子関係は認められないため嫡出親子関係は認め

られないとして、出生届の受理を認めなかった原々決定を支持する決定をした。なお、『立法による速やかな対応が強く望まれるところである』と言及したほか、3裁判官の補足意見がある。

→判決文 最高裁ウェブサイト「最高裁判所判例集」

[http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?action\\_id=dspDetail&hanreiSrchKbn=01&hanreiNo=34390&hanreiKbn=01](http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?action_id=dspDetail&hanreiSrchKbn=01&hanreiNo=34390&hanreiKbn=01)

平成19年03月23日 最高裁判所第二小法廷 決定 平成18(許)47 市町村長の処分に対する不服申立て却下審判に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件 参照

民集61巻2号619頁、家庭裁判月報59巻7号72頁、判例時報1967号36頁、判例タイムズ1239号120頁

〈これまでの経過〉

T06.674 東京高裁平18・9・29決定：代理出産により生まれた子の出生届の受理を命ずる

[キーワード] 法制 紛争 行政 人間

## T07.285

**保存精子の扱いと出生前診断についての会告を決定／日本産科婦人科学会**

日本産科婦人科学会は、4月14日の総会において、保存精子の扱いと出生前診断についての会告を決定した。保存精子について、本人が廃棄意思の表明しましたは本人が死亡した場合には廃棄すること、出生前診断における医療目的でない遺伝子検査を原則禁止することなどとしている。

→精子の凍結保存に関する見解

[http://www.jsog.or.jp/about\\_us/view/html/kaikoku/H19\\_4\\_seishitouketsuhozon.html](http://www.jsog.or.jp/about_us/view/html/kaikoku/H19_4_seishitouketsuhozon.html)

出生前に行われる検査および診断に関する見解

[http://www.jsog.or.jp/about\\_us/view/html/kaikoku/H19\\_4\\_shusseimae.html](http://www.jsog.or.jp/about_us/view/html/kaikoku/H19_4_shusseimae.html)

【関連トピックス】

T07.180 保存精子の扱いと出生前診断についての会告を変更へ／日本産科婦人科学会

T06.807 凍結精子についてのガイドライン案を作成／日本産科婦人科学会

[キーワード] 人間 科学技術

## T07.358

**ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針の全部を改正／文部科学省**

文部科学省は、3月の総合科学技術会議の答申を受け、2001年9月に策定したヒト

E S 細胞研究に関する指針を全部改正し、5月23日、「ヒトE S細胞の樹立及び使用に関する指針」を官報に告示した（平19文部科学省告示87）。作成機関とは別に、分配業務を専門とする機関を設置することや、海外への輸出を認めること等を規定している。8月1日から施行する。

→ヒトE S細胞の樹立及び使用に関する指針（改正）

[http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/32\\_165.pdf](http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/32_165.pdf)

解説

[http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/32\\_166.pdf](http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/32_166.pdf)

諮詢第6号「ヒトE S細胞の樹立及び使用に関する指針の改正について」に対する答申

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/toushin6.pdf>

#### 【関連トピックス】

T06.507 E S細胞指針改正案について意見募集／文部科学省

T01.620 ヒトE S細胞のガイドラインを策定

[キーワード] 法制 行政 科学技術

#### T07.395

受精卵を使わずE S細胞と同様の細胞の作成に成功／京大再生医科学研究所

京都大学再生医科学研究所の山中伸弥教授と科学技術振興機構は、胚性幹細胞（E S細胞）と同様の高い分化能力をもつi P S細胞を受精卵を使わずに体細胞から作成することに成功したと発表した。6月7日付ネイチャー（電子版）に掲載される。

→Simple switch turns cells embryonic Nature 447, 618 - 619 (07 Jun 2007)

<http://www.nature.com/nature/journal/v447/n7145/full/447618a.html>

#### <その後の経過>

T08.37 i P S細胞研究等の加速に向けた総合戦略を決定／文部科学省

[キーワード] 人間 科学技術 情報

#### T07.441

鳥取地裁平19・6・28決定：小学校隣接地での変電所建設差止め仮処分を認めず

市立小学校の隣接地に建設中の変電所をめぐり、小学校の児童やその保護者が電力会社に対し建設工事の差し止めの仮処分を求めた事件で、保護者らの心情は親心として理解でき、変電所の建設場所等の選定にあたって十分考慮されるべきであるが、電磁界と小児白血病の増加などに関する疫学研究の結果については不十分なデータしか存在せず内容は不明確で、不安感に合理的な理由があるとはいはず、また電気の安定供給という公

益目的が一応認められる等として、申立てを却下する決定をした。

[キーワード] 法制 紛争 人間 経済 環境

## T07.523

### 疫学研究に関する倫理指針を全部改正／文部科学省・厚生労働省

文部科学省と厚生労働省は、5月に実施した意見募集の結果を踏まえ、疫学研究に関する倫理指針を全部改正し、8月16日、官報に告示した（平19文部科学省・厚生労働省告示1）。疫学研究指針と臨床研究指針の適用範囲を明確にする等の適用範囲の明確化、教育を目的とした疫学研究の取扱い、既存資料等かつヒト由来試料を提供する場合の取扱い、ヒト由来試料に係るインフォームド・コンセントの取得者、国際共同研究における指針の運用の考え方、研究対象者の保護、未成年者からのインフォームド・コンセント、資料の保存及び廃棄、等が主な見直し内容。11月1日から施行する。

→疫学研究に関する倫理指針

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/index.html#2>

【関連トピックス】

T05.67 個人情報保護のため医学研究倫理指針を改正／文部科学省・厚生労働省・経済産業省

[キーワード] 法制 行政 人間 経済 科学技術 情報

## T08.37

### iPS細胞研究等の加速に向けた総合戦略を決定／文部科学省

iPS細胞（人工多能性幹細胞）研究等の加速に向けた今後の戦略について検討を行ってきた文部科学省の科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会ライフサイエンス委員会は、2007年12月20日、iPS細胞に関する研究を戦略的に進めていくための支援策を取りまとめた「iPS細胞研究等の加速に向けた総合戦略」を取りまとめた。これを受け、文部科学省は、予算案が固まった12月22日、総合戦略を正式に決定した。日本のiPS細胞研究の拠点として、京都大学が開設した世界トップレベル研究拠点の「物質-細胞統合システム拠点」に「iPS細胞研究センター」を新設し、全国の再生医療の専門家らが参加する研究者ネットワーク組織を創設するほか、iPS細胞の利用の円滑化やiPS細胞に関する特許の確保等の支援策を挙げている。

→「iPS細胞研究等の加速に向けた総合戦略」の決定について

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/19/12/07122607.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/12/07122607.htm)

【関連トピックス】

T07.395 受精卵を使わずES細胞と同様の細胞の作成に成功／京大再生医科学研究所

[キーワード] 行政 人間 科学技術